

事例 40

発 生 日	平成 25 年 2 月 27 日
発生場所	広島県 広島市西区
種 類	不審電話
事件の概要	午後，広島市西区在住の被保険者宅へ，西区役所職員を名乗り，「昨年末に，高額療養費の時効が来るので手続きをするようにという内容の通知を送ったが，連絡がなかったので電話をした。時効は過ぎているが今から手続きをすれば間に合う。今から言う電話番号にかけてほしい」という内容の電話があった。しかし，被保険者が電話番号を尋ねようとするや突然電話が切れたので，不審に思った被保険者が西区に確認をしたことで事態が発覚した。 なお，被保険者に高額療養費の支給はない。 また，被保険者に対して，電話による勧奨は行なっていないことや，再度不審な電話があればすぐに警察及び区役所に連絡してほしいことを伝えた。
○ <u>ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。</u> また，還付金等のお支払いに際して，<u>口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。</u> ○ このような電話があった場合，すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。	

事例 39

発 生 日	平成 25 年 2 月 6 日
発生場所	広島県 広島市安佐北区
種 類	不審電話
事件の概要	平成 25 年 2 月 6 日午後 1 時頃、広島市安佐北区在住の被保険者宅へ、「社会保険」を名乗る人物から、「高額療養費の給付申請が明日までなので申請してほしい」という内容の電話があった。その際保険は何かと尋ねられたため、原爆手帳を所有していると回答すると電話が切れた。 その後、被保険者の夫の高額療養費のことではないかと思い、確認のために安佐北区役所に電話をかけたことで事件が発覚した。 なお、電話による勧奨は行なっていないことを伝え、不審な電話があればすぐに警察及び区役所に連絡してほしいと併せて伝えた。
○ <u>ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。</u> また、還付金等のお支払いに際して、<u>口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。</u> ○ このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。	